

みやぎ復興定期便

11月号

～みやぎ復興定期便をお届けします～

宮城県外へ避難されている皆さまへ
宮城県内の復興の動きや各種支援等の情報など、帰郷にお役立ていただく情報をお届けします。
これまでお届けした内容は下記ホームページからご覧いただけます。
<http://www.pref.miyagi.jp/site/ej-earthquake/teikibin.html>



移住者向け南三陸町賃貸住宅家賃助成事業補助金について

南三陸町では、移住・定住を促進し、移住者の地域への定着と地域活性化を目的として、町外で暮らす町出身者や町外出身者に対し、南三陸町内の賃貸住宅で移住生活を始めるための家賃の一部を補助しています。

■交付対象世帯の要件

平成23年3月12日以降に転入し、かつ、転入日の前1年間において南三陸町の住民基本台帳に記録がない転入者を含む世帯で、次に掲げる要件をすべて満たす世帯。

- 1 転勤、就学に伴う一時的な居住でなく、町内に5年以上生活の本拠地を置き、定住する意思があること。
- 2 南三陸町内の賃貸住宅に、平成23年3月12日以降に賃貸借契約を締結し、現に入居していること。
- 3 世帯主及び世帯員の住宅手当の合計額が、1万2千円以上でないこと。
- 4 生活保護による住宅扶助を受けていないこと。
- 5 世帯全員の町税（町民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税）に滞納がないこと。
- 6 地域社会貢献活動に参加すること。
- 7 南三陸町暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等でないこと。

■補助の対象となる賃貸住宅の要件

交付対象世帯の世帯主又は世帯員が、自己の居住に供するための住宅として、賃貸借契約を締結している住宅を対象とします。ただし、次に掲げる住宅は対象外とします。

- 1 町営住宅、災害公営住宅、その他公的賃貸住宅
- 2 社宅、官舎、寮等の給与住宅
- 3 世帯主又は世帯員の3親等内の親族が所有する住宅
- 4 その他町長がこの補助金の趣旨に沿わないと認める住宅

■補助額・交付期間

月額家賃から住宅手当、共益費等を控除した額を最大24月補助します。
※補助金の申請は毎年度必要になります。

- ①子育て世帯 月額2万円上限
※子育て世帯とは18歳未満の子どもを有する世帯です。
- ②その他の世帯 月額1万円上限

■申請方法等

以下の申請期間内に補助金交付申請書に必要な添付書類を添えて南三陸町企画課まで提出して下さい。

■申請受付期間

平成29年5月1日から平成30年3月9日まで（当日消印有効）
※平成29年4月から平成30年3月までの家賃が対象になります。

■申請に必要な書類

- ①補助金交付申請書（様式第1号）
- ②住宅手当支給証明書（様式第2号）
- ③宣誓書兼確認同意書（様式第3号）
- ④世帯全員が記載されている住民票の写し（発行後1ヵ月以内のもの）
- ⑤世帯主であることを確認できる確認（免許証の写し等）
- ⑥賃貸住宅の賃貸借契約書の写し
- ⑦世帯全員の町税に滞納がないことを証明する書類（発行後1ヵ月以内の完納証明書）

■申請書提出先

南三陸町役場 企画課地方創生・官民連携推進室

生活復興支援資金について

「生活復興支援資金」は、東日本大震災により被災した低所得世帯の生活の復興を支援するため、生活福祉資金貸付制度の一つとして、当面の生活に必要な経費などの貸付けを行う制度です。

■対象世帯

東日本大震災により被災した低所得世帯（震災により低所得世帯となった場合を含む）

■貸付内容等

	貸付用途	貸付限度額	据置期間	償還期間
① 一時生活支援費	生活の復興の際に必要な当面の生活費	単身世帯月額15万円以内 複数世帯月額20万円以内 (※貸付期間は最大6ヵ月以内)	貸付日(①と併せて②・③を借り受ける場合は、①の最終貸付日)から2年以内	据置期間経過後20年以内 ※貸付金額に応じた目安です。 ・50万円以下…5年以内 ・150万円以下…10年以内 ・250万円以下…15年以内 ・250万円超…20年以内
② 生活再建費	住居の移転費、家具等の購入に必要な費用	80万円以内		
③ 住宅補償費	被災により住宅補修等に必要な費用(※1)	250万円以内		

※1 現在、被災元以外の市区町村又は他の都道府県へ避難されている場合は自宅のある被災元の県(市区町村)での申込となります

■注意事項

詳しくは、お住まいの市区町村社会福祉協議会にお問い合わせください。

◎各市町村(被災元)社会福祉協議会

復興の進捗状況

被災商工業の復興状況について

被災して廃業となった1,609会員を除く9,814会員のうち、9,748会員が営業を再開し、全体の約99%が復旧しました。



▲関上港朝市(名取市)

毎月更新の「復興の進捗状況」は、県ホームページでご覧いただけます。
<http://www.pref.miyagi.jp/site/ej-earthquake/shintyoku.html>

被災者生活再建支援制度について

東日本大震災により住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対し、支援金を支給しています。本制度に基づく支援金には「被害程度」に応じて支給される「基礎支援金」と、「再建方法」に応じて支給される「加算支援金」の2つがあります。

いずれも、申請期限は平成30年4月10日までとなっています。支給対象となる方で、申請がお済みでない方は、被災当時お住まいの市町村において、期限まで早めに申請してください。(郵送による申請も可能です。送付先や必要書類等は、被災当時お住まいだった市町村の担当課までお問い合わせください。)

※既に受給済みの方は申請できませんので、ご注意ください。

■支援金の支給対象となる世帯

生活の本拠として居住していた住宅が東日本大震災により被害を受けた世帯であって、以下のいずれかに該当するもの。

- ①「全壊」のり災証明を受けた世帯
- ②「大規模半壊」のり災証明を受けた世帯
- ③「半壊」のり災証明を受け、その住宅を倒壊の恐れなどやむを得ない理由で解体した世帯。
または、敷地被害を市町村が認めた世帯で、その住宅を倒壊の恐れなどやむを得ない理由で解体した世帯
- ④長期避難世帯に認定された世帯

※被災時に生活の本拠として居住していた住宅が対象となりますので、空き家、別荘、他人に貸していた物件などは対象になりません。

■支給額

基礎支援金(住宅の「被害程度」に応じて支給する支援金)	支給金額		加算支援金(住宅の「再建方法」に応じて支給する支援金)	支給金額	
	複数世帯(構成員が複数)	単身世帯(構成員が1人)		複数世帯(構成員が複数)	単身世帯(構成員が1人)
全壊	100万円	75万円	建設・購入	200万円	150万円
大規模半壊	50万円	37.5万円	補修	100万円	75万円
解体(半壊又は敷地被害でやむを得ず解体した場合)	100万円	75万円	賃貸(公営住宅を除く)	50万円	37.5万円
長期避難	100万円	75万円			

※世帯人数が1人の場合、支給額は上記の4分の3。
※支援金は「基礎支援金」と「加算支援金」の合計額となります。
※基礎支援金だけの申請も可能です。
※加算支援金は、基礎支援金の支給を受けた方が対象となります。

■申請期限

平成30年4月10日まで

◎被災時に居住していた市町村担当課又は県消防課 ☎022-211-2372



交流会・イベント情報

東日本大震災で宮城県外に避難された皆さまを対象とした交流会・イベント情報をお知らせします。

交流会名	日時	場所	参加費	イベント内容	お申し込み・お問い合わせ先
Smileサロンin上高田	毎月第1木曜日 (14:00～16:00) ※祝日の場合は第2木曜日	上高田4丁目アパート3号棟1階集会室	無料	傾聴ボランティアのスタッフによるアットホームな雰囲気できっとお話ができるのが特徴のサロンです。	中野区社会福祉協議会 中野ボランティアセンター ☎080-4455-7368
さぎろくはたけ365	毎週水曜日 9:00～11:00	鷺六高齢者会館 (東京都中野区鷺宮6-25-8)	無料	男性の参加者も多く、はたけ作りを通じた交流が楽しめます。	
学習支援サロン	毎月第1・3火曜日 17:00～18:30	白鷺一丁目第3アパート第3集会室 (東京都中野区白鷺1-4)	1回300円	大学生の学習支援ボランティアによる幼稚園年長～小学生を対象とした学習支援サロンです。	NPO法人こどもプロジェクト ☎03-6280-8422
カフェで会いましょう	毎週月曜日・金曜日 10:00～16:00	生活クラブ生協みつわ台テポー内 (千葉県千葉市若葉区みつわ台3-14-5)	コーヒー、紅茶、 ジュースなど 1杯200円	被災された方や地域の方が喫茶を運営しており、地域住民との交流の場になっています。	わかば「お茶っこ」しよう会 ☎080-6501-7113 ✉ ochako@outlook.jp
復興応援イベント 「縁joy・東北2017」	12月2日 10:00～15:00	イオンモール幕張新都心 グランドスクエア (千葉県千葉市美浜区豊砂1丁目)	入場無料	被災3県(宮城・福島・岩手)の物産販売、福島県の伝統芸能披露、住宅などの相談、千葉県内の支援団体による販売会等が催されます。	ちば市民活動・市民事業サポートクラブ ☎043-303-1688

※予定が変更になる場合があります。詳しくは問い合わせ先にご確認ください。

宮城県内のイベント情報

11月に開催される、宮城県内のイベント情報をお知らせします。

地域	イベント名	開催月日	会場	イベント内容	お問い合わせ先 電話番号
名取市	2017ふるさと名取秋まつり	11/3(金) 9:00～14:00	名取市民体育館前広場 (宮城県名取市増田柳田250)	ふるさと名取秋まつりは毎年文化の日に市民が楽しめる秋の憩いの場として開催され、地元で採れた新鮮な農産品や農産加工品の展示販売をする秋の収穫祭です。	ふるさと名取秋まつり実行委員会 ☎022-384-2111 (内線403)
仙台市	あつまれ！ 仙台の伝統芸能	11/3(金・祝) 10:00～16:00	仙台市歴史民俗資料館 榴岡公園 芝生広場 (仙台市宮城野区五輪一丁目3-7)	公園広場では大沢の田植踊(宮城県指定無形民俗文化財)、東京からは浅草雑芸団のパフォーマンス、七郷神社丹波神楽(仙台市指定無形民俗文化財)、神流青麻神楽(仙台市指定無形民俗文化財)ほか、伝統芸能も公演される予定です。歴史資料館内ではチボリ兄弟舎による紙芝居のほか、「仙台筆筍金具」と「仙台筆筍指物」、「仙台筆筍塗り」そして「松川だるま」の実演を間近で見られます。	仙台市歴史民俗資料館 ☎022-295-3956
南三陸町	2017南三陸町産業フェア	11/4(土) 9:00～15:00(予定)	バイサイドアリーナ隣接特設会場 (南三陸町志津川字沼田56番地)	南三陸町の青い海と緑の山々からの恵みを、町内の農業・林業・水産業・商工業が一体となり、地場産品を一堂に集め、展示・即売する一大産業祭です。	南三陸町産業フェア実行委員会 ☎0226-46-1378
岩沼市	ハナトピア岩沼 秋の収穫祭	11/4(土) 10:00～15:00	ハナトピア岩沼 (岩沼市三色吉字雷神7-1)	収穫の秋を祝い、地元で採れた新鮮な野菜などの直売をはじめ、千人鍋などおいしい秋を満喫できるイベントが盛りだくさんです。	ハナトピア岩沼 ☎0223-23-4787
仙台市	泉区民文化祭	11/4(土)～11/5(日)	イズミティ 21 (仙台市泉区泉中央二丁目18-1)	泉区誕生以来、毎年開催されている泉区最大の文化イベントです。作品展示や舞台、茶席、展示、一般体験コーナーなどで構成され、泉区の秋を彩ります。	泉区民文化祭実行委員会事務局 (泉区まちづくり推進課内) ☎022-372-3111
気仙沼市	気仙沼市本吉産業まつり	11/5(日) 9:15～14:30	気仙沼市本吉総合体育館 (宮城県気仙沼市本吉町津谷新明戸136)	気仙沼市本吉総合体育館を会場に開かれる地域最大の物産展です。当地方の特産品や地場産品を一堂に集め、物産販売が行われます。	気仙沼市本吉総合支所産業課 ☎0226-42-2976
南三陸町	海の味覚～親子でく ん製つくり～	11/11(土)～11/12(日)	宮城県志津川自然の家 (宮城県本吉郡南三陸町戸倉字坂本88-1)	イカ、かまぼこ、卵などを使ったく製つくり挑戦し、試食を楽しめます。志津川自然の家に宿泊し、2日目はカキ、ホタテの養殖棚を見学するほか、カキ、ホタテむきを体験できます。シーフードバーベキューでは海の町ならではの味覚を存分に堪能できます。	宮城県志津川自然の家 ☎0226-46-9044
山元町	第7回 山元町ふれあい産業祭	11/19(日) 10:00～15:00	つばめの社中央公園 (宮城県亶理郡山元町浅生原館新田7)	山本町の特産品であるいちごやりんご、ホッキ貝の試食・販売をはじめ、地場産品販売、全国のご当地グルメが味わえるなど、食欲の秋に嬉しいお祭りです。チャリティー抽選会や、来場者参加型のイベント、ステージパフォーマンスなどの楽しいイベントも開催されます。	山元町産業振興課 ☎0223-37-1119
石巻市	第16回石巻かき祭り	11/23(木・祝) 9:30～14:00	石巻市水産総合振興センター (石巻市魚町二丁目12-3)	石巻市水産総合振興センターを会場に、石巻かき祭りが開催されます。当日は養殖ガキのむき身や、殻付きカキ、焼ガキなどが販売されます。	石巻かきブランド化事業委員会 (宮城県漁業協同組合 石巻市東部支所内) ☎0225-90-2131
南三陸町	志津川湾鮭・いくらまつり 福興市	11/26(日) 9:00～13:30(予定)	志津川仮設魚市場 (南三陸町志津川字旭ヶ浦8)	志津川名産の秋鮭といくらをテーマにしたイベントです。飲食ブースでは各店舗が考案した鮭メニューが味わえます。	南三陸福興市実行委員会 ☎090-7077-2550

※予定が変更になる場合があります。詳しくは問い合わせ先にご確認ください。

各種相談窓口

東日本大震災で避難された皆さまのお悩み等にお答えする窓口をご紹介します。

医療相談			労働に関する相談		
窓口名(実施機関名)	相談内容	受付時間・連絡先	窓口名(実施機関名)	相談内容	受付時間・連絡先
医療なんでも相談窓口	宮城県内の医療機関に関する相談を受け付けています。行政機関に設置している窓口として病気の診断や医療行為の適否については対応できませんが、相談窓口を整理し相談者が自主的に解決できるよう助言したり、他の相談窓口を紹介するなど情報提供を行っています。	平日8:30～17:15 (12:00～13:00を除く) (土・日・祝日・年末年始を除く) ☎022-211-3456	労働条件相談ホットライン (厚生労働省委託事業)	労働条件に関する様々な疑問や悩みについて、お電話でご相談ください。	月火木金 17:00～22:00 土日 10:00～17:00 (12/29～1/3は除く) ☎0120-811-610
みやぎのお医者さんガイド	宮城県内の病院・医科診療所・歯科診療所及び助産所を探すのに役立ててください。	http://medinf.mmic.or.jp/	みんなの人権110番 (法務省)	パワーハラスメントや、差別、虐待など、様々な人権問題についての相談を受け付ける相談電話です。相談は、法務局職員又は人権擁護委員がお受けします。秘密は厳守します。また、法務局・地方自治体及び支局では、窓口において、面接による相談も受け付けています。	平日8:30～17:15 ☎0570-003-110
			働く人の悩みホットライン (一般社団法人日本産業カウンセラー協会)	職場、暮らし、家族、将来設計など、働く上でのさまざまな悩みに応じます。相談料金は無料(通話料は相談者負担)、相談時間は一人1回30分以内です。	月～土 15:00～20:00 ☎03-5772-2183

みやぎの風景

宮城県内の復興の様子をご紹介します。



石巻市立雄勝小学校・雄勝中学校が完成 (石巻市)



今年フルオープンとなった菖蒲田海水浴場 (七ヶ浜町)



日和山公園から見た旧北上川 (石巻市)

ご意見をお寄せください

「ご意見等記入用紙」と「返信用封筒」を同封していますので、ご意見やご感想などをお寄せください。みやぎ復興定期便の充実にに向けて活用させていただきます。また、今後の送付を希望しない場合は、「ご意見等記入用紙」でお知らせください。(発行スケジュールの都合により、不要のご連絡を頂いた方にも1～2号程度続けて送付される場合があります。あらかじめご了承ください。)